

議 事 日 程

平成28年 第2回 浜中町議会臨時会

平成28年10月28日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第59号	浜中町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	報告第 9号	工事請負契約の締結について

(開会 午前10時00分)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成28年第2回浜中町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、8番前田議員及び9番川村議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（波岡玄智君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（波岡玄智君） 日程第3 諸般の報告をします。

まず、本臨時会で付された案件はお手元に配付のとおりです。

次に、本議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（波岡玄智君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。

本日、第2回浜中町議会臨時会に議員全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。
います。

先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまでの教育行政の主なものについて、ご報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第59号浜中町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例 の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第59号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第59号、浜中町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、浜中町役場新庁舎の建設について位置の変更を伴うことから、改正しようとするものであります。役場庁舎の建設につきましては、平成21年3月開催の第1回浜中町議会定例会において浜中町役場の位置を定める条例の一部改正を提案しましたが、地方自治法第4条第3項の規定による、3分の2以上の同意を得ることができず、否決されました。同年4月26日に、浜中町議会議員選挙が執行されました。その後、新庁舎建設に対して、ご理解をいただけるよう6月定例会の前まで、数度にわたり議会全員協議会に出席し、議員の皆様と協議をさせていただきました。その後、結果も踏まえ、私は、同年6月開催の第2回浜中町議会定例会の行政報告で、新庁舎の建設につきましては、現時点での再提案は難しいと判断し、時期を期したいと表明したところであります。その後、経年による老朽化が著しい現庁舎について必要な修繕や補強工事などが可能かどうかも含め、耐震診断を実施する事としました。この結果は、現本庁舎のIS値が国の求める基準を大きく下回り、補強等が極めて困難であることを示すと共に早急に庁舎の改築を備えられる事となりました。本年、5月27日に開催された議会全員協議会におきまして私くしは、耐震診断の結果と共に新庁舎を現庁舎の敷地内で早期に建設したい旨を議員の皆様にご説明させていただきました。

6月開催の第2回浜中町議会定例会では、新庁舎建設に関して一般質問があったところあります。その後、私くしは副議長を通じ、数度にわたり5名の議員の皆様と新庁舎建設に関してお話しする場を設けていただきました。私からは6月定例会の一般質問でもお答えしました通り現時点では新庁舎を現敷地内建設するしかないと考えているが、あくまでも事前策であり、町民の皆さんの命をしっかりと守っていく為には、やはり現庁舎裏の高台に庁舎を建設するのが最善であると申し上げました。また、昨年2月26日に内陸部の自治会や連合会より住民説明会の開催を求める要望書の提出がございましたが、時間的な余裕がなく実現しませんでした。5名の議員の皆様からは、これまで住民説明会の開催もなく昨年3月の提案に至った事への不満や不信感がある事から、これまでの新庁舎建設に向けた町の考え方を理解していただく為に内陸部の自治会や連合会の役員を対象に、町長が新庁舎建設に関して再度説明する場を設けてほしいとのお話がありました。私くしは、その事を理解し意見交換会を開催すべくご案内したとこ

るであります。9月13日私くしと副町長が出席し、茶内コミュニティーセンターにおきまして意見交換会を開催しました。この意見交換会には、役員19名その他傍聴者19名の計38名の皆様にご出席をいただきました。私くしは、ここで新庁舎建設に関する昨年からの経過や現在の考え方をご説明すると共にご出席いただいた役員の皆様からご質問やご意見をいただいたところであります。10月12日内陸部の自治会や連合会の代表が来町され災害に強い町づくりに係る意見書の提出がありました。意見書につきましては、議案関係資料の2ページに添付しております。この意見書では、1つ目に新庁舎建設にあたって財政負担の軽減に最大限留意する事、2つ目に災害時のバックアップ体制の堅持の為の両支所や消防など公共施設機能の拡充及び改修、3つ目に公共施設の整備計画策定にあたっては、地域住民、関係団体、有識者などから幅広い意見を聴取し、合意形成を図る事などが記されておりました。

町長として、私くしは、この事に対し、できることからやっていきたいとお答えしたところであります。10月15日5名の議員の皆様と再度お話する機会をいただきました。その際、10月12日に提出のあった意見書の内容を中心に新庁舎建設に関する協議をさせていただきました。この場で議員の皆様により現庁舎の裏山への移転には反対の意思ではあるものの、先の自治会などの意向、財政負担が将来に及ぼす影響や町民相互の融和などを考慮し、庁舎の高台移転については、やむを得ないと判断が示されました。

私くしは、この結果を踏まえ現庁舎裏の高台に新庁舎を建設する為の位置条例の改正を再提案する意思を固めたところであります。緊急防災、減災事業債につきましては、具体的な概要が示されておきませんが、国では期限の延長も含め検討されておきます。私くしは、将来にわたって本町の財政負担の軽減を図るため、この起債を最大限活用してまいりたいと考えておきます。

何より町民一人一人の生命と財産を守る災害に強いまちづくりを推進することは、町長としての責務であります。その大きな1歩として、本町の防災中枢拠点となる防災機能を備えた新庁舎を建設する事は、その責務を全うする私の強い決意であります。何とぞ再提案に至った私の強い思いを議員の皆様にご理解いただきますようお願い申し上げます。

提案の内容をご説明申し上げます。浜中町役場庁舎を移転建設するにあたり地方自治法第4条第1項の規定により、その位置を浜中町湯沸445番地に改正するものであり

ます。位置図につきましては、議案関係資料3ページに添付しております。

また道法?第4条第3項の規定により、条例の改正を行う場合は、議会の同意を得る事となっております。

なお、本条例の施行期日は、新庁舎竣工後の日となることから、規則で定める日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第59号の質疑を行います。

10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 私くしは、前回、この条例案に反対し、今回、現在地での建設という事で、私にとっては、最悪と思える実態を何としても回避したいとの思いで、今、この場に立っています。

その意味から、数点、確認を兼ねて、質問させていただきたいと思います。

まず、町長が先ほどおっしゃった、内陸地区の自治会連合会から出された意見書に対しまして3項目ございます。これについて、できることから取り組んでいく、という答えをされたという事で、新聞報道でもされております。その上で、この3項目につきまして、現在、考えておられる、取り組むべき事、あるいは、今後、検討していかねばならないと思っておられる事を、できれば具体的な内容等でお示しいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今のご質問であります意見書にございました、3項目について、町長の方から、できる事からという事で、提案理由を述べさせていただいております。

まず、1点目ですけれども、本庁舎建設にあたっては、財政負担軽減に最大留意するという事で、これにつきましては、当然のことで、できる限り有効な財源を使って、町に負担を残さないという考え方で対応させていただきたいと考えているところであります。

2点目の、災害時のバックアップ体制を堅持する観点から、両支所、消防等公共施設機能の拡充及び改修という項目がございました。災害時のバックアップ体制は、津波地震ばかりの災害ではございません。両支所、消防もそうですけれども、例えば、茶内支

所については、今だ、耐震診断をされておられませんので、そういったところから着手させていただきたいという形で考えております。また、公共施設の整備ですけれども、役場庁舎のみならず、今後、各地域の会館であったりとか、学校、保育所、診療所という事で、長い目で見ると改修、改築という事も考えられます。その場におきましては、地域の皆様と協議させていただく、というスタンスを崩さずさせていただきたいと考えているところであります。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 再度、お尋ねしたいと思います。まず、1点目、財政負担の軽減に最大限留意する事でございます。これにおきましては、当然、この本条例案が可決された後、規模、あるいは、同じ地番であっても、建設場所等あらゆる角度から、この検討協議がされるものと、私くしも思っておりますし、当然、その方向で進まれるのだと思いますが、その上で、この湯沸445番地、この番地は、地図で見ますと、かなり広範囲にあるという思いであります。前回提案された時には、裏山の中腹に建設するという旨のご説明で、条例案が提案されておりましたけれども、その際の、用地整備費等の金額が膨大になるという事から、これらも含め、概念なしに、白紙の状態から検討されていくものだと理解してよろしいのか、その点を教えてください。

次に、2点目の茶内支所の耐震診断とありましたが、前回、私が一般質問しておりますけれども、町民課長からは、できる限り早く、財源を確保し、耐震診断を実施する旨でありましたけれども、12月補正であがってくるのか、新年度予算になるのかを含め、さらに、現在の、茶内支所の窓口業務は、大変、手狭な状態になっております。これらも踏まえ、この耐震診断結果と合わせ、茶内支所の改修等が計画されるのか確認しておきたいと思っております。

3点目は、できるだけ具体的にという事で、質問しておりましたけれども、残念ながら、なかなか、至らないのかと思っておりますが、前回の議会でも言わせていただきましたけれども、茶内保育所の現状は、重要な課題であると思っておりますので、そんな認識でよろしいのか、この3点目に関しまして、地域住民関係団体有識者等から幅広い意見を聴取し、合意ケースを図る事での内容であります。今、財政課長が答えたのは、その場において、意見を聴取するという旨の答弁だと思っておりますけれども、この計画を前回もやっておりますけれども、この計画の段階で、数年前からこのような協議をする事が必要ではないかと、私は前回も質問させていただきましたが、その方向で進んでいきたい

という答弁でございましたので、その確認をさせていただきます。

執行方針の柱とも言える災害に強い町づくりの考え方について、町長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、様々な災害がある中ですが、この庁舎建設を前倒して進める事となった津波災害、これに特化して、この災害に強い町づくりというものの考え方を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

445番地内の場所という質問から答えさせていただきます。現段階で、445番地とおっしゃるとおり、かなり、広いという形になっております。現段階で、その445番地の内どこに建てるのかという事については、決定しておりません。議員おっしゃいましたとおり、財源の関係と土地の形状は、前々から申し上げているとおり、第3の避難道という事も計画にございますので、丘の上に登る道路という事になりますので、その傾斜の関係等もございます。それと、平時における来庁者への利便性等も考慮した上で、場所については決定させていただきたいという事で、これから検討させていただきたいと考えているところであります。

2点目、茶内支所の関係でございます。茶内支所の耐震診断では、前回、議会の際に、町民課長の方からも答弁していると思っておりますけれども、茶内支所については、今だ、耐震診断はされておられません。これの予算につきましては、平成29年度、新年度予算の当初予算で計上させていただきたいと思っております。また、窓口等の改修でございますが、耐震診断の結果を受けてから補強が必要なのか、あるいは、補強する必要がないのかを確定させて、その結果に基づいて、場合によっては、耐震診断の結果、改修の必要であれば改修工事とあわせて、窓口の間取り等を含め、工事を考えなければいけないと考えているところであります。

それと、3点目のご質問でございますけれども、確認という事で、そのスタンスに変わりはございません。しっかり協議させていただくという事で、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 執行方針の関係で、災害に強い町づくりという点でのご質問でありますけれども、この事に関しましては、決して災害が地震、津波だけではありません。災害に強いという事は、今年の夏は、1カ月に、台風が3つ、上陸するという事もあり

ました。そして、10号が温帯低気圧になって北海道に大きな被害をもたらしました。今、この冬の豪雪も含めて、多くの災害に対して、しっかり対応し臨んでいきたいと思っています。

決して、地震、津波だけではなく、全体の災害に対応していくという事、それから、今、気象状況も相当変化して、災害が特化しているような気がしますので、その事も含めて、これからもしっかり、その対応を図っていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 申し訳ございません。保育所の点についての答弁漏れがございましたので申し上げます。

茶内保育所の耐震診断の結果を受けまして、茶内保育所の整備について、起こる喫緊の課題というのは、当然のことであります。現在、改築に向けて保育所の定数、建設位置等について、内部で協議している最中でございます。来月から、まちづくり懇談会が予定されておりますが、茶内地区の中で、茶内保育所へ通所される地区の懇談会がありますので、そこで計画等をご説明させていただき、その中で、意見等があれば、吸い上げながら計画を進めさせていただきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 今の、保育所に関連してですが、前回、地域ごとの人口ビジョンが必要だという事で、その策定作業は、早急に取り組んでいくという答弁がありました。その、現在進捗状況を確認したいと思います。

町長からは、全ての災害に対して、災害に強いまちづくりを目指すという答弁がございました。私くしが、どうして津波災害の事をお尋ねしたかと申しますと、この地区は、この条例案が可決し、庁舎建設が運営され、そして、第3の避難道が整備されますが、これは間違いなくできると思います。そうする事によって、この霧多布地区の住民の生命は、確実に安全が図られるものだと認識いたします。

3. 11から、もう、5年半が経過しております。他の地区散布を初め、暮帰別、琵琶瀬、この地区に対しての、町民の命を守る為の第1条件であろうと思われる、避難道整備、これが、今だ、見えてこない現状です。1つの区切りとして、あと4年半後3. 11から10年、これが仮に区切りと言っているのかわかりませんが、10年後には、全ての地区において、この避難道の整備がされているべきであろうと、私は思っております。それこそが、霧多布のみならず、海岸地区の住民の命を守る事だと私は思ってお

りますけれども、なかなか難しい、道との絡みもございますので、お答えは難しいかもわかりませんが、意気込みとして、あと4年半後の避難道整備の実現性の見通しについて、この場で、再度、聞いておきたい思います。

もう1点は、あの3. 11から学ぶ事、それは、あの時、最後まで住民に避難を呼びかけて犠牲になられた職員の方もおられました。また、避難誘導されていた消防団員の方が犠牲になられたという事例もございます。あれから、学んだはずである事、それは、職員であろうと、消防人であろうと、まず、逃げる事なんだという事、我々は、あの時共通認識であったとっております。その上で、本町の津波避難計画の中において、未だに、浸水域での避難誘導等は、職員の仕事であるという認識で、避難訓練等でもされているのかなという現状であると思っておりますけれども、そこから学んだはずである事を、逃げるしかないという事を前提において、避難訓練の時から浸水域での避難誘導等というのは、やめるべきではないかと思うのです。なぜなら、訓練でやっていたものが実際に、それができない時の混乱の方が大きいと思うんです。むしろ、普段から、浸水域での避難誘導等をせず、駐在も交えて避難誘導されていると、避難訓練では認識しております。これは、やはり、現在、その災害時の現状に即した避難訓練でなければ効果はないだろうと思っております。それらも含め、この避難計画等の見直しを行っていくべきではないのかなというふうに考えておりますので、答弁をいただいて終わりたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 地域ごとの人口ビジョンについて、ご説明申し上げます。9月の定例会で、ご質問がありまして、私の方から答弁させていただいた事のあるものでございまして、本町の人口ビジョンですけれども、現在の計画につきましては、町全体という事で、お話しさせていただいたところであります。前回の質問で、当然、それぞれの地域でつくることは可能だという事でお話しさせていただきました。

今回は、今時点で、完全に数的に挙げているものについては、茶内保育所の今後の見込みを立てなければいけないという事もありますので、茶内保育所地区を優先して数的なものをまとめ上げたところでもあります。なお、他の地域についても、資料等を調整しまして、全部、出来上がっているという事ではありませんけれども、取りかかっている状況でございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 避難道の関係のご質問でありますけれども、確かに町道、道道が

ありますが、今、盛んに道と、協議して、この事を進めているところであります。決して、その最初、10年と言いましたけれども、それ以上かからないよう、町長としても道に要請していきますし、その方向で進めていきたいと思っております。

それと、3.11から学ぶという事から、犠牲となった町職員、消防、警察も含めていろんな方々が、3.11で亡くなられましたので、消防団員、町職員にしても、まず基本的には逃げる事だと、みんな解っています。ただ、防災計画上で、そういう形になっていますが、今、避難訓練は町民がしっかり逃げれる訓練をしてるんです。そういう訓練の連続で、今まで、今日もやってきています。本当に、その災害が来た時には、しっかり、まず、逃げる事だと思っております。これは基本だというふうに思っておりますので、防災計画を含め、その都度、計画を練り直し評価していく事が基本だと思っておりますので、それらを協議して、どうしたらいいかを含め詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 10番議員と若干、重複する部分もあるかと思っておりますけれども、この庁舎問題についての、バスの関係では、今回が、最後の質疑になるという思いでありますし、庁舎問題の議論が、今日で3年くらいになるのかと思っておりますが、複雑な思いで今回の議会に臨んでおります。そういった意味で、若干、これまでの経過も含めながら、確認の意味で町長の考え方を正したいと思っておりますので、率直にご答弁をいただきたいと思っております。

私は、26年9月11日に全員協議会において、庁舎内の準備検討委員会の中間報告という形で、新しい庁舎をこの湯沸裏山に建設をしたい旨の考え方が、町長から示された時に、開口一番、私は、拙速であると共に、もっと議論を尽くすべきだというふうに申し上げた記憶が、今でもはっきりと覚えております。それは、なぜかというやはり、今後、新しい役場を建て替える時には、必ず、このような賛否が巻き起こると予測をしていましたし、そういった考え方も、多くの町民から聞いておりましたので、もう少し丁寧な議論を重ねて、いろんな方々の意見を聞きながら、それぞれの町民の代表者、有識者、あるいは、防災の専門家そういった方の意見を聞いて、丁寧な説明を重ねて、議論を尽くすべきだという思いがあったので、そのように申し上げたと思っております。

しかし、町長は、緊防災という有利な財源の期限が迫っているという事で、我々が要

求した再度の住民説明会も開かれるまま、3月定例会に臨んだ結果、条例案が否決されたんです。

町長どうですか。この経過について、今でも町長は、あの時条例案を提案した事は、正しかったのか、この新庁舎建設に向けての進め方が、正しかったと理解をしておりますか。

あるいは、我々が申し上げるとおり、もう少し丁寧な説明、議論を重ねるべきだったというふうに、今、思っておりますか。率直な考え方をお聞かせしてほしいと思います。

これまで、町長と、我々5人との会談、それから町民、内陸地区の自治会連合会の代表者との説明会、意見交換会でも開催をしていただきました。そのような中で、これまでの議論の繰り返しがなされた訳ですが、私の印象としては、町長と、内陸部の方々の考え方の接点の溝が埋まらなかったというふうに思っております。しかし、現実には、今の町長の考え方、議会の構成から見て、我々が求める内陸地区への新庁舎の建設は無理です。その事は、認めざるを得ません。しかしながら、あの3.11の惨劇を我々は、今でも覚えておりますし、この場所は、8メートルあまりの津波がくるといふふうに予測されている訳ですが、ここに再度、新しい役場を建てるという事は、決してメリットはないと思いますが、町長が提案している裏山に建てる事も、やむを得ないというふうな思いで、今、この議会に臨んでおります。

我々の懸念するものは、ひとつも払拭されておられません。あのような惨劇を受けた時に、役場が孤立して、町全体の災害対策に機能するのか、あるいは、人口減少が進んでいく中で、山、浜が一体となったまちづくりをしていかなければならない時に、果たしてここに役場があって、その機能が果たせるのか、さまざまな議論が、今でも、内陸、海岸に関わらず、いろんな方々から聞くわけですよ。そういったことが払拭されていないのが事実であります。そういった事に対して、まちづくり懇談会を置いて説明をしようとしているのか、その辺も含めて伺っておきたいと思います。

それから、内陸部の自治会連合会から出されました意見書の中に、今、10番議員からもあり、重なるのかもしれませんが、やはり、災害対策と、今後の浜中町の均衡ある発展、それから盛んにこの条例案を提案するにあたって、町民の利便性ということ、町の担当者から説明されましたけども、利便性というからには、町民全体の公平な利便性ということを視点で、私は、考えるべきだと思うんです。そのような事を考えて、初めて、内陸部の方々の不安に対する考え方も払拭されていくのではないかと思います。

ます。

茶内地区は、人口が増えておりますので、そういった事に対する、住民サービスとして、耐震対応もそうですけれども、住民サービスの向上も含め、茶内支所の充実は欠かせないと思っておりますので、再度、その辺についても、町長の率直なこれからの取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

最初に、26年9月11日の提案の仕方は、3月の定例議会で検討するという事で執行方針で出させてもらいました。4月早期にプロジェクトチームをつくり、そして、内部で検討をしました。最終的に、9月11日にその方向性を、まちづくり懇談会に向けて、町長として、高台移転を含め、提案をして、地域住民の意見を聞きたいという事でお答えさせてもらいました。確かに、時期早尚だという意見がありました。

それと、もう1つは、緊防災の期間を含めてとありましたが、そういう意味では、少し期間的に無かった、という事もありますが、私としては、その事を含め、まちづくり懇談会を通じて、最終答申がでてきて、そういう方法で、移転という事で結論としては至ったと思っています。もう少し、丁寧に聞けなかったのかという事がありますが、確かにその部分については、全てが十分だと思っておりますが、経過的に皆さんの意見を聞きながら、決めていきたいと思っております。この事が正しかったのか、というご質問でありますけれども、私は、その計画も含め、今も正しいと思っております。

その事が、内陸部との自治会と、まだ溝が埋まっていないという状況がありましたが、意見書を提出してもらった時に確認しましたところ、議員が言われている事と同じですが、その事については、決して、賛成ではないですけれども、現庁舎に建てるよりは高台に移転した方が良いという意見をもらっているのも事実であります。

それと、災害対策、そして利便性の関係でありますけれども、利便性を含めて、全体的に考えるべきだという事については、そのとおりだと思っております。それと、町の均衡ある発展については、これも、そのとおりだと思っております。住民サービスはしっかり、等しくやるべき事だと思っております。その事を肝に銘じて、これからも、まちづくりに進めていきたいと思っております。これから、色々な意見があるかと思いますが、それは、全体の移行を含めて、これからもしっかり進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） なかなか、提案した側としては、自分の進め方が違ったという事を言えないと私は思いますが、これまでも繰り返し、議会、並びに、町民の方々から指摘されております、今回の結果的に町を二分するような議論にまで発展した問題ですから、私は、必ずしも、町長の進め方が正しかったとは言えないという事を申し上げておきたいと思っております。これは、それぞれの立場としての考え方の違いですから、それはそれとして受けとめさせていただきます。災害に対する、町の均衡ある発展という事で、それぞれ、両支所の充実という事で、前向きに検討されるというふうには私は受けとめております。

そこで、今年は、台風災害もありました。災害については、我々の地方ではそれほど多くの被害は、無かった訳ですが、十勝を中心とするあの付近では、我々と同様の酪農家が異常な打撃を受けました。仮に、我々が被害を受けていたらどうしたらいいかという思いで、我々の地域の方々も本当に心配をしていましたし、あの時に、町がどれだけ手助けをしてくれるのか、水道、電気が止まったら酪農家は大変です。そういう事に対する町の対応に対して、きちんと住民の不安感を払拭してほしいと思っております。そういう不安を常に抱いている訳ですので、その事に対して、町長は、常に、全体の災害対策に万全を期すという言葉ではおっしゃっておりますけれども、具体的にそういった事が起きた時には、町として、どういう対応をとるのかをつけ加える事によって、住民の安心感というのは自然と出てくるのかなという思いもあります。

今、これまで、色々な議論を重ねて、私たちの周辺の住民と話し合った中で、そういった不安というものが多く出されているんです。ですから、今後、開かれるまちづくり懇談会においては、そういった事も含めて、具体的に説明をしていただきたいと思っておりますけれども、その事についての考え方をお聞かせ下さい。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 先日、町村会において、政策懇談会があったのですが、その時、私は、緊防災の関係の長期的な要望も含めて、提案という形で町村会で発表しました。その時に、今回、それとは別に、台風関連で北海道内で多くの河川が氾濫して、今、議員が言われたように、被害があったという事で、沢山の意見が出てきました。開発が管理する大きな川なんです、そこではなく、普通河川を含めて、そこが影響を受けて結果的にこうなってしまったという事です。今、全道の町村会としては、その災害対策に

関わり想定すると考えられる事を、しっかり、道の方に伝えるという形で、今、進めております。特に、この防災対策については、国では県単位でやられています。

北海道の場合も、1つの単位として見られてますから、逆に、すごく少ない金額になります。釧路、根室で匹敵する単位と、十勝だけで匹敵する単位の、各振興局単位で、これからしっかり要求をしていこうという事で、今までは、その災害が少なかったのも事実でありますけれども、今回8月に台風がきた段階で考え方が変わったと思うんですよ。そんな事で、今、町村会を含めて、今、協議している最中でありますので、その事も含めての話ですが、私としては、これから、色々な災害が想像できるのですが、まだ想定するのは難しいですが、しっかり、防災計画の中でも検討していきたいと思っております。

それと、まちづくり懇談会がこれから開催されますけれども、確かに、今回の庁舎移転に関する事について経過をしっかりと、各自治会に報告していきたいと思っております。その後、普段のまちづくり懇談会になりますけれども、将来の計画と、地域で抱える課題、災害も含めて、しっかりお話も伺って、その方向については、防災計画等ですとか、色々な形で、これからはしっかりと詰めてまちづくりを進めていきたいと思っております。まだ時間がかかると思いますが、できるところから進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○3番（鈴木誠君） よろしいです。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第59号の討論を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第59号を採決します。

この採決は、記名投票を持って行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（波岡玄智君） ただいまの出席議員は12人です。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長(波岡玄智君) 投票用紙の配布漏れを確認します。配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(波岡玄智君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載し投票議員の指名併記の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

また指名併記のない投票は、会議規則第83条の規定により無効とみなします。

点呼いたします。

○事務局長(梅村純也君) 1番加藤議員。2番堀金議員。3番鈴木議員。4番中山議員。5番秋森議員。6番成田議員。7番三上議員。8番前田議員。9番川村議員。10番田甫議員。11番菊地議員。12番波岡議員。

○議長(波岡玄智君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

開票にあたり、会議規則第32条の規定により、立会人に7番三上議員、8番前田議員を指名します。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

両議員の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(波岡玄智君) 投票の結果を報告します。

投票総数12票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成12票、反対0票、賛成投票数12票は地方自治法第4条第3項の要件を満たしております。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。議場の閉鎖を解きます。

(議場を開ける)

**◎日程第6 報告第9号一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出
について**

○議長（波岡玄智君） 日程第6報告第9号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第9号一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について、提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項では、普通地方公共団体が出資している法人の経営状況について議会に提出する事となっておりますので第13期、平成27年7月1日から平成28年6月30日の決算状況及び第14期、平成28年7月1日から平成29年6月30日の事業計画について、ここに提出した次第であります。

第13期の事業内容につきましては、発電量12万8,784キロワットで241万2,315円の売電となっております。今期は、前期6月に判明したメインシャフトの交換工事を実施いたしましたが発注、納品、作業機器の大型クレーンの調達に時間がかかるなど結果としてメインシャフトの交換工事に着手できたのが本年5月、全面復旧が本年6月11日となってしまいました。この事により冬季の稼働日数は本年6月11日から6月30日の20日間にとどまり、経営状況は、非常に厳しいものとなったところであります。第14期の事業計画では過去の平均発電量を参考にし総発電量240万キロワットで売電額4,495万2,000円を見込んでいるところであります。

なお、詳細につきましては、企画財政課長より説明させます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （報告第9号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎閉会宣告

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定しました。

これをもって、平成28年第2回浜中町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした

(閉会 午前11時14分)

以上のおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員